

茅ヶ崎市コミュニティバス車体ラッピング広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市コミュニティバス（以下単に「コミュニティバス」という。）の車体へのラッピング広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、コミュニティバスの車体の両側面及び後面の市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別に定める。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

(費用負担)

第5条 広告の製作、掲載及び撤去は第9条2項の規定により広告を掲載することが決定された者（以下「広告主」という。）が実施し、これに要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間（広告の掲載及び撤去の作業に要する期間を除く。）は、毎月1日から任意の月の末日までとする。

2 広告主は掲載期間が満了するまでに、掲載期間の延長を書面にて申し込むことができる。ただし、延長する掲載期間内に別の広告申込者による広告を掲載することが決定している場合はこの限りでない。

(広告申込者の募集)

第7条 広告申込者は、市長が指定する期間に広く一般から募集することとする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第8条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 個人である者（独立して自ら事業を営む者を除く。）

(2) 市区町村民税を滞納している者

(3) 事業の内容が次のいずれかに該当する者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業

イ 政治活動に係るもの

ウ 宗教活動に係るもの

(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(5) 前4号に掲げる者のほか、コミュニティバスに掲載する広告の広告主として適当でないとして認められる者

（広告掲載の申込み及び決定）

第9条 広告の掲載（第6条第1項に規定する掲載期間に係るものに限る。）の決定を受けようとする者は、書面に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度の市区町村民税の納税証明書

(2) 事業内容を明らかにする書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、広告の掲載をするときはその旨を、広告の掲載をしないときはその旨及び理由を決定通知書により申込者に通知するものとする。

（掲載料の納付）

第10条 広告主は、毎年4月末日までに市長からの請求に基づき掲載料を納付するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から広告を掲載する場合は、掲載初年度については、市長が指定する日までに掲載料を納付するものとする。

3 第6条2項の規定により掲載期間を延長する者は、延長前の掲載期間が満了する日までに延長期間の初月が属する年度に係る掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

（取りやめの申出）

第11条 広告主は、掲載期間中に広告の掲載を取りやめようとするときは、書面によ

り市長に申し出なければならない。この場合、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を還付する。

(1) 掲載期間開始前 既納の掲載料の額の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の掲載料の額のうち掲載の取りやめの申出があった日の属する月の翌月から掲載期間の末日の属する月までの月の数に掲載料の月額を乗じて得た額

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。この場合広告主が損害を受けても市長はその責任を負わない。

(1) 広告主が第8条第3号又は第4号に該当すると認められるとき。

(2) 広告主が前条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載を取り消す必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、書面により広告主に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

2 茅ヶ崎市コミュニティバス車体広告掲載取扱要綱（平成18年2月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「広告」の次に「（別に定めるものを除く。）」を加える。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

掲載位置	掲載料（月額）
側面（車道側）	16,000円 （別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）
側面（歩道側）	13,364円 （別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）
後面	24,546円 （別途消費税及び地方消費税を加算する。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）